

入札説明書等の変更に関する新旧対照表

<要求水準書>

変 更	当 初
第2編設計・建設業務 第1章 設計・建設業務に係る基本的事項 第11節 その他 11.8 本施設の災害対策 (1) 地震対策 地震を感知する感震装置を設置し、 250ガル以上の加速度 を感知した場合に、焼却炉等を自動停止させる緊急停止システムを備えること。	第2編設計・建設業務 第1章 設計・建設業務に係る基本的事項 第11節 その他 11.8 本施設の災害対策 (1) 地震対策 地震を感知する感震装置を設置し、震度5強(250ガル)を感知した場合に、焼却炉等を自動停止させる緊急停止システムを備えること。

<基本協定書(案)>

変 更	当 初
(事業契約) 第4条 受注者は、本基本協定締結後、自ら又は運営事業者をして、本事業に係る事業契約の仮契約を、令和2年5月末を目途として	(事業契約) 第4条 受注者は、本基本協定締結後、自ら又は運営事業者をして、本事業に係る事業契約の仮契約を、令和2年6月末を目途として

<基本契約書(案)>

変 更	当 初
(自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る確認事項) 第14条 発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に定める事項を本事業の実施において遵守することを確認する。 2 (削除)	(本施設における電気事業法上の責任等) 第14条 発注者及び受注者は、本施設において受注者が電気事業法(昭和39年法律第170号)上に定められた法令上の責任を負うとともに、当該責任を果たすための権限を有することを確認する。 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に定める事項を本事業の実施において遵守することを確認する。

<建設工事請負契約書(案)>

変 更	当 初
(かし担保) 第44条第2項 (2) モルタル防水、シーリング材若しくは水槽類の防食層のかし 5年 (3) プラント工事に関するかし 3年	(かし担保) 第44条第2項 (2) モルタル防水、シーリング材若しくは水槽類の防食層のかし、及びプラント工事に関するかしのうちボイラ設備(ボイラ本体)に関するかし 5年 (3) プラント工事に関するかし(ボイラ設備(ボイラ本体)に関するかしを除く。) 3年